

身体拘束等の適正化のための指針

有限会社ケアリング京都（以下「法人」という）が実施する介護、障害福祉サービスの利用者の生命または身体を保護するための身体拘束等の適正化についての指針を定める。

1. 基本的考え方

身体拘束等とは、福祉、介護サービスの提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち身体拘束をしないサービスの提供に努める。

2. 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 身体拘束等の適正化に係る委員会の設置

(1) 設置の目的

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないサービスを提供できる体制づくりを目的として「身体拘束等適正化検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(2) 委員会の構成員

- ・施設長 …委員長
- ・事業所の管理者

・法人事務長

(3) 委員会は年1回の定例会を開催するものとし、委員長が招集する。

(4) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

- ① 利用者への身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体束廃止に関する職員全体への指導
 - ・身体拘束の廃止に向けた意識の醸成と理解を高める研修・教育の実施(年1回)
 - ・新任職員に対する研修・教育の実施
- ⑤ 身体拘束に繋がる不適切なケアの早期発見・改善
- ⑥ 身体拘束廃止の理解を深める研修会の開催 (年1回)
- ⑦ 委員会及び研修の記録作成
- ⑧ 指針の定期的な見直しと全職員への周知

4. やむを得ず身体拘束をする場合の基本方針

(1) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

次の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 個別支援会議と委員会による検討と決定

身体拘束を行う場合は、利用者に係る介護支援専門員や相談支援専門員を含めた関係者による個別支援会議と委員会により十分に検討を行い決定する。

(3) 利用者本人・家族への説明と同意

身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間、場所、改善に向けての取り組みを個別支援計画書に記載し、利用者・家族に十分に説明し了解を得る。

(4) 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

(5) 再検討と身体拘束の解除

身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

5. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

利用者へのサービス提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 身体拘束廃止に向けた職員の責務

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことについての取り組みを行う。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある生活の支援に努める。
- ② 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ③ 利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者支援の様々な問題は介護支援専門員や相談支援専門員を含めた関係者と連携を図り、支援の方法を十分に協議する。事業所で抱え込まず、状況により市町村の介護福祉・障害福祉の担当課に報告・相談する。

6. 指針の閲覧について

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

7. その他

身体拘束当の適正化に係る本指針に定めのない状況が発生した場合は、その都度委員会で協議する。

(附則)

本指針は、令和7年2月1日より施行する。